

広報おうしゅう  
お知らせ版

# 奥州

3・4・5歳児は  
みんな無償になるよ！



## ポイント

- ① 3～5歳児の幼稚園、保育所、認定こども園などの保育料が無償に
- ② 幼稚園などの預かり保育や、認可外保育施設などの利用料は一定額まで無償（要件を満たした場合）
- ③ 3歳以上で保育所や認定こども園の保育所機能を利用する子どもの副食（おかず・おやつなど）費は実費徴収

10月から幼児の教育・保育が無償になります。ここでは、対象者や給食費などについてお知らせします。手続き方法などの詳細は、内容が決まり次第、市ホームページや施設を通じてお知らせします。お問い合わせは市教育委員会事務局学校教育課幼児支援係（☎34-1634）

# 保育料が無償になります

## ■無償または負担額軽減となるサービス

サービスの種類	対象	利用者負担額 (月額)	手続き
幼稚園・保育所・認定こども園の保育料	・3～5歳児 ・3号認定で市民税非課税世帯の子ども	0円 ※実費徴収の経費や延長保育の利用料は別途負担	不要
預かり保育の利用料	3～5歳児 ★満3歳になった日から最初の3月31日までの子どもは、市民税非課税世帯のみ対象	利用日数×450円を超えた額(支給上限11,300円) ※左記★に当てはまる子どもは支給上限16,300円	保育の必要性があることの認定が必要
▶認可外保育施設 ▶病後児保育施設 ▶一時預かり ▶ファミサポなどの利用料	幼稚園・保育所などに通っていない3歳～小学校就学前の子ども 市民税非課税世帯で幼稚園・保育所などに通っていない0～2歳の子ども	37,000円を超えた額 42,000円を超えた額	保育の必要性があることの認定が必要

## ■給食費の取り扱いについて

認定区分	対象	費目	現行	10月からの取り扱い
1号	満3歳以上で幼稚園、認定こども園での教育を受ける子ども	主食費	実費徴収または持参	実費徴収または持参
		副食費		
2号	満3歳以上で保育所、認定こども園での保育を受ける子ども	主食費	実費徴収または持参	実費徴収または持参
		副食費		
3号	満3歳未満で保育所、認定こども園での保育を受ける子ども	主食費	保育料に含まれる	変更なし
		副食費		

(※) 年収360万円未満の世帯と第3子以降は支払いが免除されます